

## 第 1 4 3 4 回委員会議事録

- I 日時 令和 6 年 4 月 9 日 (火) 1 6 時 0 0 分 ~ 1 6 時 4 0 分
- II 場所 委員会室及び W e b 会議システム
- III 出席者
- |     |        |         |        |       |  |
|-----|--------|---------|--------|-------|--|
| 委員長 | 永野 厚郎  |         |        |       |  |
| 委員  | 野中 智子  | 加藤 一実   |        |       |  |
|     | 上家 和子  | 都築 政則   |        |       |  |
|     | 若生 俊彦  | 大橋 洋一   |        |       |  |
| 事務局 | 小原事務局長 | 岡田事務局次長 | 福田総務課長 | 山内研究官 |  |
|     | 吉川審査官  | 生田審査官   | 長澤審査官  | 松川審査官 |  |
|     | 高橋審査官  | 大塚調査官   | 高橋調査官  |       |  |
- IV 議事
- 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件の受付について  
標記申請について、3 月 2 6 日に受け付けた旨の報告を、総務課から聴いた。
  - 国土交通大臣からの意見照会の受付について  
一般国道 ■ 号 ( ■ ) 新設工事 ( ■ )  
■ ) 並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る審査請求に関する意見照会 (公調委令和 6 年 (イ) 第 2 号) を 3 月 2 1 日に受け付けた旨の報告を、総務課から聴いた。
  - 担当委員等の指名について  
委員長は、公調委令和 6 年 (セ) 第 4 号江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件の担当委員として、永野委員長、上家委員及び加藤委員を、公調委令和 6 年 (イ) 第 2 号の調査等を行う部会の部会長として、都築委員、部会に属する委員として、若生委員及び大橋委員を指名した。  
事務局長から、上記公調委令和 6 年 (セ) 第 4 号の担当職員として、吉川審査官、長澤審査官、野上特別専門官、森審査官補佐、堀田審査官補佐、渡辺主査及び小川専門職を、公調委令和 6 年 (イ) 第 2 号の担当職員として、池田審査官、大塚調査官、伊藤審査官補佐、堀田審査官補佐及び小川専門職を指名した旨の報告を聴いた。
  - 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件の終結について  
標記事件について、3 月 2 1 日に裁定を行った旨の報告を、若生裁定委員から聴いた。
  - 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件の終結について  
標記事件について、3 月 2 6 日に裁定を行った旨の報告を、上家裁定委員から聴いた。
  - 国土交通大臣からの意見照会の回答案について  
公調委令和 5 年 (イ) 第 7 号 ~ 第 1 1 3 号 (第 1 0 7 号及び 1 0 8 号を除く。) について、都築部会長から報告を聴き、審議の結果、回答を決定した。
  - 期日等報告について  
新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 (平成 3 1 年 (セ) 第 4 号)

【機密性 2 情報】

3月27日に行われた標記事件の第1回調停期日について、若生裁定委員から報告を聴いた。

8 騒音事件に関する研究会 令和5年度報告書について  
標記について、上家委員から説明を聴いた。

9 次回委員会について  
委員長は、次回会議を4月23日（火）16時00分から開催すると通知した。

以上

意見照会（公調委令和5年(イ)第7号～第113号）に係る審査請求人の個別主張及び公害等調整委員会の判断 [対照表]（案）

審査請求人の主張（要旨）	公調委の判断（案）
<p>1 事業認定の違法（1(1)～(5)）についての個別主張 （個別回答書の主張に追加するが、判断の追加は不要）</p> <p>&lt;5(イ)15 ■■■■ のみの主張 1(1)イの末尾に追加&gt; ■■■■では昭和■年の水害を受けて護岸が整備されて以降、一度も護岸が決壊したこともないし、越水したこともない。本件事業の流域面積は、■■■■の降雨面積の■パーセントでしかなく、本件事業により■■■■の内水氾濫をコントロールすることはできず、逆にダム完成後の緊急放流によって、今まで洪水のなかった■■■■の支流でも洪水が発生することが懸念される。</p> <p>&lt;5(イ)46 ■■■■ のみの主張 1(2)の末尾に追加&gt; 本件事業は、憲法第29条の財産権を侵害し、第13条などの人格権を侵害している。地域住民とゼロベースで話し合うべきである。</p> <p>&lt;5(イ)54 ■■■■ のみの主張&gt; （1(1)アの末尾に追加） 工業用水も当てにしている企業が想定通り水を使用するとは限らない。■■■■の財政状況が悪化する懸念があり、事業に公共性はない。</p>	

(1(1)イの末尾に追加)

国土交通省も、様々な治水施策を組み合わせた流域治水に舵<sup>かじ</sup>を切っており、          の治水においてもそのようにすべきである。

(1(2)の末尾に追加)

          の人は何代も住み続けてそこで生活を営んでおり、本件土地はかけがえのない土地である。それに対して、本件事業の事業計画を実施しなければならない特別な必要性はあるとは思えない。

<5(イ)77          のみの主張 1(1)イの末尾に追加>

          で起きた過去の水害は、随分昔のことで他に比べれば被害は軽いものであって、堤防の補強や排水施設を強化していくことで対策できる。

<5(イ)87          のみの主張 1(1)アの末尾に追加>

          では、実際に給水制限があったのは      回だけで、          は渇水の危機に直面していない。雨水タンクや雨水浸透施設に助成金を出して導入を進め、新たな節水器具を取り入れたり、雨水を活用したりすることを検討すべきである。          はため池の一部について分水協定を締結しているが、協定数を増やしたり、          からの取水や遊休水利権を水道用の水利権として転用したりすれば水不足を心配することはない。

<p>&lt;5(イ)40 ■■■■■のみの主張 1(5)の次に挿入 以下の主張は番号1番ずつ繰り下げ&gt;</p> <p>(6) 平成15年の国土交通省の局長通達に示す、事業認定の申請要件である用地取得率80%以上を満たしていない状況で、起業者は本件事業認定を申請した。当時の民主党政権による政策転換が明らかになったため、緊急対応として申請したもので、申請目的が法の精神と異なることから、本件事業認定申請は却下されるべきであった。</p>	<p>&lt;2(1)の冒頭部分の記述 下線部分は5(イ)40 ■■■■■のみ&gt;</p> <p>(1) 審査請求人は、本件事業の必要性が認められないこと（前記1(1)）、・・・（同(5)）、<u>本件事業認定の申請は政策転換に対する緊急対応としてなされたもので、目的が法の精神と異なること（同(6)）を主張する。</u></p> <p>&lt;以下、事業認定取消し訴訟で棄却判決を受けた者と同文&gt;</p>
<p>2 以下は、その他の個別主張</p> <p>&lt;5(イ)11 ■■■■■のみの主張&gt;</p> <p>(11) 処分庁は、起業者が作成した土地調書を正当なものとして審理を行い、本件裁決を行った。しかし、土地調書に添付された実測平面図は土地所有者に隣接地との境界線確認の立会いを求めず、不動産登記法第14条の規定により法務局に備え付けられている地図を基に作成されたものであるが、法務局の地図の作成年は古く、精度も低いため、現地の状況を反映した実測平面図とはいえない。</p> <p>物件調書についても、現地調査を行わず、作業したコンサルタントによって内容がバラバラで、実態と異なる。</p>	<p>(6) 審査請求人は、本件裁決に係る土地調書は現地の状況を反映していないし、物件調書も実態と異なると主張する（前記1(11)）。</p> <p>しかし、資料によれば、起業者は、地元地権者の協力が得られず法第35条第1項の規定による立入りを妨げられたことから、調査が著しく困難であるため、法第37条の2の規定により、土地については国土調査法による地籍調査の地籍図に基づいて実測平面図を作成し、物件については空中写真測量等による調査に基づき物件調書を作成したことが認められる。審査請求人の主張は、これら調書が誤っていることを具体的に示す資料を伴うものではなく、採用することができない。</p>

<p>&lt;5(イ)11 ■■■■■ のみの主張 1(8)の末尾に追加&gt;      現行の法は、憲法に違反している。</p>	<p>2(3)の末尾に追加      また、審査請求人は、現行の法は憲法に違反しているとも主張するが、上記のとおり、土地収用制度は、憲法第 29 条第 3 項を根拠とするものであり、法が憲法に違反するということとはできない。</p>
<p>&lt;5(イ)15 ■■■■■ のみの主張&gt;      (11) 本件裁決のうち、■■■■■ 収第■■■号事件に係る裁決の対象地である■■■■■に存する建物（木造 2 階建・倉庫、以下「■■■■■建物」という。）は、審査請求人が■■■■■に土地を貸し、同人が倉庫を建設して現在に至るものであり、■■■■■建物の所有者は同人である。また、■■■■■収第■■■号事件に係る裁決の対象物件である■■■■■の公民館についても、■■■年前に転居した世帯を共有扱いとし、慣例を無視している。</p>	<p>(6) 審査請求人は、■■■■■建物、■■■■■の公民館の所有者について裁決に誤りがある旨主張する（前記 1(11)）。</p> <p>資料によれば、起業者は、地元地権者の協力が得られず法第 35 条第 1 項の規定による立入りを妨げられたことから、調査が著しく困難であるため、法第 37 条の 2 の規定により空中写真測量等による調査に基づき、■■■■■収第■■■号事件に係る物件調書を作成したものの、審査請求人は当該物件調書への署名押印は行っておらず、当該物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を附記していないことから、法第 36 条第 4 項の規定に基づき■■■■■職員が立会い及び署名押印を行っており、当該物件調書は適法に作成されたものと認められる。また、審査請求人は本件裁決に係る審理に欠席し、意見書の提出も行っていない。そのため、法第 38 条本文の規定により適法に作成された物件調書には、その記載事項が事実と合致しているとの推定力がある。これに対し、審査請求人は、その主張に係る土地賃貸借契約書を提出しているものの、■■■■■建物の建築に係る資料の提出はなく、同建物の築年月日は不明である。また、■■■■■は、別の土地の建物の所有権を問題としている。これらの事情を考慮すると、上記推定力は排除されず、■■■■■建物の所有者を審査</p>

	<p>請求人とした本件裁決に違法又は不当な点はない。</p> <p>また、■■■■の公民館の所有権については、資料によれば、既に転居した住民と現在も現地に居住する住民との間で争いがあり、所有者を確知できなかったことが認められ、法第48条第4項ただし書の規定により、当該公民館の所有者は不明（ただし、■■■■（代表者■■■■総代■■■■）又は■■■■収第■■号事件に係る裁決書の別記1記載の■■名の合有）とした本件裁決に違法又は不当な点はない。</p>
<p>&lt;5(イ)18■■■■のみの主張&gt;</p> <p>(11) 本件裁決において、昭和■■年建築として審査請求人の所有物件とされている建物について、車庫部分とその2階の住宅部分は平成■■年に建て替えており、2階の住宅部分の所有者は審査請求人ではなく、審査請求人の息子であり、固定資産税も息子が支払っている。</p> <p>また、■■■■を借地して建てた倉庫（以下「■■■■倉庫」という。）が審査請求人の収用対象物件として含まれていない。</p> <p>公民館も所有者を不明としているが、不明のままでは収用はできないはずである。</p>	<p>(6) 審査請求人は、審査請求人の所有物件とされている建物の所有者に誤りがあること、自己所有の■■■■倉庫が収用対象に含まれていないこと、公民館の所有者を不明としたことが誤りであることを主張する（前記1(11)）。</p> <p>資料によれば、起業者は、地元地権者の協力が得られず法第35条第1項の規定による立入りを妨げられたことから、調査が著しく困難であるため、法第37条の2の規定により空中写真測量等による調査に基づき、■■■■収第■■号事件に係る物件調書を作成したことが認められる。</p> <p>審査請求人は、その所有とされた建物の車庫部分や2階の住宅部分は平成■■年に建て替えて息子の所有である旨主張するが、資料等の裏付けがなく、直ちに採用できない上、2階部分等の建物一部の建て替えなら、一般的には元の建物に付合するから、その主張は、この点でも理由がない。</p> <p>また、■■■■倉庫は、本件裁決の対象となっていないことから、本件裁決についての不服の理由とすることはできない。</p>

	<p>さらに、資料によれば、■■■■の公民館の所有権については、既に転居した住民と現在も現地に居住する住民との間で争いがあり、当該公民館の所有者を確知できなかつたことが認められるから、法第48条第4項ただし書の規定により、所有者は不明（ただし、■■■■（代表者■■■■総代■■■■）又は■■■■収第■■号事件に係る裁決書の別記1記載の■■名名の合有）とした本件裁決に違法又は不当な点はない。</p>
<p>&lt;5(イ)19■■■■のみの主張&gt;</p> <p>(11) 本件土地の補償額が、任意で契約した者の補償額と比べ3割から4割程度低く見積もられているが、処分庁の審理等において正当な説明がなかった。</p> <p>処分庁は独自に土地や家屋の鑑定をし、補償額を算出すべきである。</p>	<p>(6) 審査請求人は、本件土地の補償額は、不当に低廉に見積もられていると主張する（前記1(11)）。</p> <p>審査請求人の主張は、損失の補償に対しての不服と解されることから、法第132条第2項の規定により、審査請求の理由とすることができない。</p> <p>なお、資料によれば、処分庁は、本件裁決の申請書の添付書類、起業者提出の現況写真、審理の結果、土地価格算定調書及び不動産鑑定評価調書を検討した結果、起業者が見積もった補償額は合理性があると判断し、処分庁において鑑定人に土地や家屋の鑑定をさせるまでもなく、起業者の申立てを相当と認めたのであり、本件裁決の補償額の認定判断の過程に違法又は不当な点は認められない。</p>
<p>&lt;5(イ)20■■■■のみの主張&gt;</p> <p>(11) 処分庁は、何度か現地の測量に来たが、地元の人間に阻止されたことにより、測量を行えずに帰って、その後、再度現地の測量に来ることもなく手続きを進めた。測量を行えないのだから、そこで手続きを止めるべきであった。</p>	<p>(6) 審査請求人は、処分庁は現地の測量を行えないのだから、審理手続を止めるべきであったと主張する（前記1(11)）。</p> <p>資料によれば、起業者は、地元地権者の協力が得られず法第35条第1項の規定による立入りを妨げられたことから、調査が</p>



	<p>著しく困難であるため、法第37条の2の規定により、土地については国土調査法による地籍調査の地籍図に基づいて実測平面図を作成し、物件については空中写真測量等による調査に基づき物件調書を作成したものの、審査請求人は本件裁決に係る土地調書及び物件調書への署名押印は行っておらず、当該土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を附記していないことから、法第36条第4項の規定に基づき██████職員が立会い及び署名押印を行っており、当該土地調書及び物件調書は適法に作成されたことが認められ、さらに、審査請求人は本件裁決に係る審理に欠席し、意見書の提出も行っていないことが認められる。そして、資料によれば、本件裁決の申請後、処分庁は、現地調査のための立入りを企図したが、土地所有者等の協力を得ることができず、現地での測量を行っていないことが認められるが、法第38条本文の規定により適法に作成された土地調書及び物件調書には、その記載事項が事実と合致しているとの推定力があるため、当該土地調書及び物件調書の記載事項が事実と合致していることを前提とした本件裁決に違法又は不当な点はない。</p>
<p>&lt;5(イ)40 ████████ のみの主張&gt;  (12) 処分庁が、本件事業の必要性、緊急性の科学的審査を放棄して、「裁量権の範囲」として事業認定を認めてしまうのは憲法違反である。</p>	<p>(6) 審査請求人は、本件事業の必要性、緊急性の科学的審査を放棄して、本件事業を認めることは憲法違反であると主張する(前記1(12))。</p> <p>しかし、前記(1)のとおり、本件事業認定がその処分時において違法性がないことについては、本件事業認定の取消訴訟において請求棄却判決が確定したことから、当該判決の既判力によ</p>

	<p>って、訴訟当事者である審査請求人は本件事業認定の違法を主張することはもはやできないこととなる。したがって、審査請求人の上記主張は失当である。</p>
<p>&lt;5(イ)46 ■■■■ のみの主張&gt;</p> <p>(11) 私有財産の補償には何十年という時間が必要であり、一時金といったある時点の金銭だけでは正当な補償とはいえない。</p>	<p>(6) 審査請求人は、一時金といったある時点の金銭だけでは正当な補償とはいえないと主張する（前記1(11)）。</p> <p>審査請求人の主張は、損失の補償に対しての不服と解されることから、法第132条第2項の規定により、審査請求の理由とすることができない。なお、一時金では正当な補償とはいえないという根拠はない。</p>
<p>&lt;5(イ)46 ■■■■ のみの主張&gt;</p> <p>(12) 法第25条の規定により、利害関係人からの意見書の提出が認められているものの、これを反映させる規定がない。国民の意見を反映させるため、法律又は運用を見直すべきである。</p>	<p>(7) 審査請求人は、国民の意見を反映させるため、法律又は運用を見直すべきと主張する（前記1(12)）。</p> <p>審査請求人の主張は、本件処分の適法性に関する具体的な主張ではなく、審査請求の理由とすることができない。</p>
<p>&lt;5(イ)54 ■■■■ のみの主張&gt;</p> <p>(11) 本件事業において行政代執行は許されないから、本件判決は認められるべきではない。</p>	<p>(6) 審査請求人は、本件事業において行政代執行は許されず、本件判決は認められるべきではないと主張する（前記1(11)）。</p> <p>しかし、行政代執行は本件判決とは別の行政処分であり、法第48条第1項に規定する権利取得判決の決定事項及び法第49条第1項に規定する明渡判決の決定事項の内容に関わるものではなく、処分庁が本件判決を行うに当たって考慮すべき事項ではない。また、法第47条に規定する判決申請の却下事由にも該当しないことから、本件判決についての不服の理由とすることはできない。</p>

<5(イ)113■■■■のみの主張>

(11) 本件事業は、まともな話し合いがなされておらず、起業者は合理的な説明を■■■■住民にしていない。起業者である■■■■には、行政代執行を行う前に、■■■■住民と話し合いをすることを強く望む。

また、本件裁決では完全な補償ができていないことから、違法である。

(6) 審査請求人は、■■■■は、行政代執行を行う前に、■■■■住民と話し合いをすべきと主張する（前記1(11)）。

審査請求人の主張は、本件裁決の違法性に関する具体的な主張ではなく、審査請求の理由とすることはできない。

また、審査請求人は、本件裁決では完全な補償ができていないから違法であるとも主張する。

しかし、審査請求人の主張は、法第132条第2項に規定する損失の補償についての不服であり、本件裁決に対する不服の理由とすることはできない。

<5(イ)12■■■■>

事業認定取消し訴訟で棄却判決を受けた者の回答書を基にして、

1(4)の主張はしてないため削除し、2(1)中「、本件事業を不要とする意見を事業認定庁は検証せず、社整審の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くこと（同(4)）」を削除（1(5)を1(4)とし、1(6)を1(5)とする）。

1(7)、(8)及び(9)の主張はしてないため削除し、それに対応する判断（2(2)、(3)及び(4)）を削除（1(10)を1(6)とし、2(5)を2(2)とする）。

<5(イ)107■■■■、5(イ)108■■■■>

審査請求取下げにより、意見照会も取下げとなったため回答対象外。

(案)

公調委事第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿  
※施行日時点の大臣名を追記する。

公害等調整委員会委員長  
永野厚郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和5年7月6日付け（別記）番号をもって意見照会のあった、  
ダム建設工事並びにこれに伴う道路付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、  
収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和 年 月 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する（別記）審査請求人（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
  - (1) 本件事業の利水面及び治水面での必要性は認められない。
    - ア 本件事業の利水面での必要性に関する水需要予測が過大評価である。平成 年度予測では、利用率（水需要量から水源必要量を算出する際に用いる係数）や負荷率（一日平均給水量/一日最大給水量×100）を実績に基づかず、水道施設設計指針（2012年厚生労働省）に例示されている考え方の最小値を採用して低く設定することにより水源必要量や一日最大給水量を過大にするほか、用途別水量（生活用水、業務

2】

営業用水及び工場用水)の予測も過大にしている。保有水源についても、現在取水実績のある慣行水利権によ $\blacksquare$ 水源を不安定水源と $\blacksquare$ り捨てている。近年の一日平均給水量は  $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/日前後しかなく、 $\blacksquare$ の言う安定水利権水源合計 $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/日で十分賄えており、今後も給水人口の減少が見込まれていることから、給水量の減少は目に見えている。 $\blacksquare$ ダムに水源開発しても、その水は使い道がない。

イ 本件事業の治水面での必要性について、 $\blacksquare$ は、 $\blacksquare$ 水系河川整備基本方針(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月策定。以下「整備基本方針」という。)において治水対策の計画規模を $\blacksquare$ ( $\blacksquare$ 年に1回の大洪水に対応)とし、 $\blacksquare$ 水系河川整備計画(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月策定、平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月変更。以下「整備計画」という。)においては、 $\blacksquare$ 合流点より下流の計画規模を $\blacksquare$ 、基本高水流量を $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒に設定することにより、治水面の必要性があるとしている。

しかし、整備基本方針策定時に測定した河道状況を対象として想定氾濫面積を算出すれば、計画規模は $\blacksquare$ が妥当となり、 $\blacksquare$ ダムは不要となる。基本高水流量につき整備計画では、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月洪水時の降雨パターンを採用して流量計算を行っているが、国土交通省の河川砂防技術基準からすると、これを対象降雨として採用することは不相当であり、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月洪水型のピーク流量 $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒を採用することとなるが、 $\blacksquare$ は、 $\blacksquare$ の $\blacksquare$ 合流点より下流は河道整備が進み、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月の洪水が再来しても安全に流下する計画高水流量 $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒にほぼ対応できていることを明らかにしており、 $\blacksquare$ ダムは不要である。

また、本件事業の治水上の目的は「 $\blacksquare$ 合流点で $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒の洪水を $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒調節して、 $\blacksquare$  m<sup>3</sup>/秒まで落とす」ことにあるが、その費用対効果比を算定すると $\blacksquare$ でしかなく、公共事業として成り立たない。

- (2) 本件事業に係る事業認定処分(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月 $\blacksquare$ 日付け $\blacksquare$ 地方整備局告示第 $\blacksquare$ 号による告示(以下「本件事業認定告示」という。)に係るもの。以下「本件事業認定」という。)の申請書及び本件事業認定告示のどちらも、本件事業の対象地(以下「本件土地」という。)に居住している $\blacksquare$ 世帯約 $\blacksquare$ 人の存在に触れず、生活の場を剥奪するなどの人権侵害の事実、本件事業によって失われる利益を見ておらず、起業者( $\blacksquare$ 及び $\blacksquare$  $\blacksquare$ )と事業認定庁( $\blacksquare$ 地方整備局長)による土地収用法(以下「法」

2】

という。)の適用は違法、違憲である。

- (3) 本件事業認定は、上記(1)及び(2)のとおり、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものであり、手続に多数の瑕疵<sup>かし</sup>があつて重大かつ明白な瑕疵がある。
- (4) 本件事業が不要であることを趣旨とした法第25条に基づく意見募集に寄せられた意見や法第23条に基づく公聴会で述べられた意見に対して、事業認定庁は、その内容を検証しなかったから、本件事業認定は無効である。
- 法第25条の2は、あらかじめ社会資本整備審議会（以下「社整審」という。）の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないと規定しているが、その委員は国土交通省が都合良く人選するのであり、中立的な第三者機関ではない。社整審の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くものであり、法の適用において違憲である。
- (5) ■■■知事は、昭和■年■月■日、■■■ダム建設予定地である■■■  
■■■、■■■及び■■■（以下「地元3部落」という。）の各総代との間で覚書（以下「本件覚書」という。）を取り交わし、本件覚書では、■■■ダム建設に着手するためには地元3部落の住民全員の書面による同意を得なければならないとされていた。ところが■■■は、強制収用に向けた本件事業認定の申請を行い、認定を受けるなど、本件覚書に違反して■■■ダム建設を強行しようとしている。
- (6) 本件事業認定の取消しを求める行政不服審査法に基づく審査請求（以下「本件事業認定に係る審査請求」という。）に関して、審査庁（国土交通大臣）が本件事業認定に係る審査請求に対する裁決をするに際して、公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書（以下「公調委回答書」という。）において、資料に貯留関数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できず、本件事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較衡量もできないと指摘がされている。■■■水系の基本高水流量■■■ $\text{m}^3/\text{秒}$ を科学的に検証すると過大なものであり、■■■ $\text{m}^3/\text{秒}$ 程度が妥当である。審査庁は、公調委回答書の指摘に対応し、本件事業認定に係る審査請求の裁決をするまでは、本件裁決の執行を停止するとの判断をすべきである。

## 2】

- (7) 本件事業認定から■年■か月も遅れて■われた本件裁決の■点では、水需要は事実と乖離<sup>かい</sup>して利水目的が失われている。また、本件事業は本件事業認定から合計 年（本件裁決前に 年、本件裁決後に 年）もの工期延長が行われてお■、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にない。本件裁決は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反する。法は、本件事業認定後の合計 年もの工期延長、本件事業認定後の時間経過による需要予測と実績との乖離への対応を定めていないから本件事業認定は無効とするしかなく、本件裁決も無効である。
- (8) 本件裁決は、本件土地の地権者と同居者の意思に反して、起業者に収用地に係る所有権の取得、■■■■知事に対する代執行請求権を付与するものであり、本件土地に居住している■世帯の人権を侵害している。
- (9) 平成■年■月■日に処分庁の委員が「阻止されたらどんどんブルドーザーを突っ込んで業者を入れさせないと」、「機動隊を入れるかどちらか」などと不適切な発言をしたと報道されたから、処分庁の審理判断は公正さを欠いている。
- (10) 起業者が本件事業認定を申請したときの公約は、「話合いの促進」であったが、それが不可能となったのであるから、処分庁は本件裁決申請の取下げを勧告すべきであった。

## 2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件事業の必要性が認められないこと（前記1(1)）、本件事業認定による人権侵害があること（同(2)）、本件事業認定は、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したもので、その手続に瑕疵があること（同(3)）、本件事業を不要とする意見を事業認定庁は検証せず、社整審の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くこと（同(4)）、■■■■は本件覚書に反して本件事業認定を受けたこと（同(5)）を主張する。

これら審査請求人の主張は、本件事業認定の違法を主張し、その違法が本件裁決の違法に承継されるとの趣旨であると解される。仮に、本件事業認定の違法を本件裁決の審理判断の違法の理由として主張する趣旨ならば、事業認定についての不服は収用委員会の審理とは関係がないも

## 2】

のとされているから（法第43条第3項、第63条第3項）、当該主張が失当であることは明らかである。また、審査請求人の上記主張は、本件事業認定の処分要件ないし手続に関する根幹的な過誤があることを説くものではないことから、重大かつ明白な瑕疵を主張するものであるとは認められない。したがって、審査請求人の上記主張は、違法性の承継の主張であると解するほかない。

ところが、審査請求人は、国を被告として、本件事業認定の取消しを求める訴えを提起したが、■■■■地方裁判所は、平成■■年■■月■■日に、本件事業認定の取消しを求める請求については理由がないとして棄却する判決をした。審査請求人は、同判決を不服として控訴したが、■■■■高等裁判所は、令和■■年■■月■■日に、本件控訴を棄却するとの判決をし、審査請求人は、最高裁判所に上告と上告受理申立てを行ったが、最高裁判所第一小法廷は、令和■■年■■月■■日に、上告棄却及び上告不受理の決定をしたから、同判決は確定した。

そうすると、本件事業認定がその処分時において違法性がないことについては、本件事業認定の取消訴訟において請求棄却判決が確定したことから、当該判決の既判力によって、訴訟当事者である審査請求人は本件事業認定の違法を主張することはもはやできないこととなる。したがって、審査請求人の上記主張は失当である。

さらに、審査請求人は、本件事業認定に係る審査請求の際の公調委回答書の指摘（データ不足により治水目的の当否が判断できない。）を引用して審査庁は本件判決の執行停止をすべきであったとの主張をしているが（前記1(6)）、上記のとおり、審査請求人は、確定判決の既判力によって本件事業認定の違法を主張することはもはやできないのであるから、当該主張も失当である。また、前記1に主張として掲記はしていないものの、審査請求人は、公調委回答書の内容自体の違法もるる主張しているが、同様に当該主張も失当である。

- (2) 審査請求人は、本件事業認定から■■年■■か月も遅れて行われた本件判決の時点では、水需要は事実と乖離して利水目的が失われている上、本件事業は本件事業認定から合計■■年（本件判決前に■■年、本件判決後に■■年）もの工期延長が行われており、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にないから、本件判決は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反するし、本件事業認定は無効とするしかない旨主張する（前記1(7)）。

しかし、法には、収用及び明渡しの判決を行う際、事業認定から長期



## 2】

間経過している場合に、その事業計画について土地利用の合理性や公益性が維持されているかについて収用委員会に審査義務を課すというような規定は存しない。

もっとも、法第47条第1項第2号は、「申請に係る事業計画が第18条第2項第1号の規定によって事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるべき」は、収用委員会は却下の裁決をしなければならぬと規定している。そして、本件事業は、本件裁決の前に事業の完成の時期を平成 年 月から平成 年 月に変更しており、延長が 年と長期に及ぶ。そのため、処分庁は、この工期延長が事業計画の著しい変更にあたるか否かを審査し、法第47条第1項第2号の「著しい変更」に該当しないと判断している。その判断に違法又は不当な点があるとは認められないから、本件裁決が法第47条に違反しているということではできず、法第1条や第2条に違反しているということもできないし、本件事業認定が無効であるという理由もない。

- (3) 審査請求人は、本件裁決は、本件土地に居住している世帯の人権を侵害していると主張する（前記1(8)）。

土地収用制度は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」を根拠とする制度であり、法において、収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定している。

本件裁決の手続として、法第43条及び第63条の規定により、収用委員会の審理の場や意見書の提出を通じて被収用者に意見を述べる機会が保障されており、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損なわれないよう手続面での保障がなされている。処分庁は法の規定に基づいた手続を行っており、その手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

- (4) 審査請求人は、処分庁の中に不適切な発言をした委員がおり、処分庁の審理判断は公正さを欠いていると主張する（前記1(9)）。

資料によると、不適切な発言をしたと報道された委員は本件裁決の審理期日、議決に参加しておらず、その判断に関与したとは認められず、処分庁が法の規定に違反した審理判断をした事実を認めるに足る証拠もない。したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

2】

(5) 審査請求人は、地権者との話合いの促進という事業認定の際の起業者の公約が果たせない以上、本件裁決申請の取下げ勧告をすべきであったと主張する（前記1(10)）。

しかし、事業認定の際に起業者が話合いの促進を目指していたが、それができずに裁決申請に及んだからといって、その裁決申請の取下げを処分庁において勧告すべきという理由はない。

3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。

(別記)

	番号	審査請求人
公調委令和5年(イ)第7号	国不収第17号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第8号	国不収第18号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第9号	国不収第19号	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■
公調委令和5年(イ)第10号	国不収第20号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第13号	国不収第23号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第14号	国不収第24号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第16号	国不収第26号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第17号	国不収第27号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第21号	国不収第31号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第22号	国不収第32号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第24号	国不収第34号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第35号	国不収第45号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第36号	国不収第46号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第37号	国不収第47号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第39号	国不収第49号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第42号	国不収第52号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第44号	国不収第54号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第45号	国不収第55号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第47号	国不収第57号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第50号	国不収第60号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第51号	国不収第61号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第52号	国不収第62号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第56号	国不収第66号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第58号	国不収第68号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第59号	国不収第69号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第61号	国不収第71号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第62号	国不収第72号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第63号	国不収第73号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第64号	国不収第74号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第66号	国不収第76号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第68号	国不収第78号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第70号	国不収第80号	■■■■■

2】

公調委令和5年(イ)第73号	国不収第83号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第74号	国不収第84号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第75号	国不収第85号	■■■■■■■
公調委令和5年(イ)第83号	国不収第93号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第86号	国不収第96号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第88号	国不収第98号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第89号	国不収第99号	■■■■■■■
公調委令和5年(イ)第91号	国不収第101号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第94号	国不収第104号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第98号	国不収第108号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第101号	国不収第111号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第104号	国不収第114号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第112号	国不収第122号	■■■■■

(案)

公調委事第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿  
※施行日時点の大臣名を追記する。

公害等調整委員会委員長  
永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について (回答)

令和5年7月6日付け(別記)番号をもって意見照会のあった、  
ダム建設工事並びにこれに伴う 道路付替工  
事(以下「本件事業」という。)に関して 収用委員会(以下「処分庁」  
という。)が令和 年 月 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決(以下  
「本件裁決」という。)に対する(別記)審査請求人(以下「審査請求人」と  
いう。)からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討し  
た結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
  - (1) 本件事業の利水面及び治水面での必要性は認められない。
    - ア 本件事業の利水面での必要性に関する水需要予測が過大評価である。  
平成 年度予測では、利用率(水需要量から水源必要量を算出する  
際に用いる係数)や負荷率(一日平均給水量/一日最大給水量×100)  
を実績に基づかず、水道施設設計指針(2012年厚生労働省)に例示さ  
れている考え方の最小値を採用して低く設定することにより水源必要  
量や一日最大給水量を過大にするほか、用途別水量(生活用水、業務

2】

営業用水及び工場用水)の予測も過大にしている。保有水源に関して、現在取水実績のある慣行水利権に、 $\blacksquare$ 水源を不安定水源と  $\blacksquare$ 切り捨てている。近年の一日平均給水量は  $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /日前後しかなく、 $\blacksquare$ の言う安定水利権水源合計  $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /日で十分賄えており、今後も給水人口の減少が見込まれていることから、給水量の減少は目に見えている。 $\blacksquare$ ダムに水源開発しても、その水は使い道がない。

イ 本件事業の治水面での必要性について、 $\blacksquare$ は、 $\blacksquare$ 水系河川整備基本方針(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月策定。以下「整備基本方針」という。)において治水対策の計画規模を $\blacksquare$ ( $\blacksquare$ 年に1回の大洪水に対応)とし、 $\blacksquare$ 水系河川整備計画(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月策定、平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月変更。以下「整備計画」という。)においては、 $\blacksquare$ 合流点より下流の計画規模を $\blacksquare$ 、基本高水流量を $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒に設定することにより、治水面の必要性があるとしている。

しかし、整備基本方針策定時に測定した河道状況を対象として想定氾濫面積を算出すれば、計画規模は $\blacksquare$ が妥当となり、 $\blacksquare$ ダムは不要となる。基本高水流量につき整備計画では、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月洪水時の降雨パターンを採用して流量計算を行っているが、国土交通省の河川砂防技術基準からすると、これを対象降雨として採用することは不相当であり、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月洪水型のピーク流量 $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒を採用することとなるが、 $\blacksquare$ は、 $\blacksquare$ の $\blacksquare$ 合流点より下流は河道整備が進み、昭和 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月の洪水が再来しても安全に流下する計画高水流量 $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒にほぼ対応できていることを明らかにしており、 $\blacksquare$ ダムは不要である。

また、本件事業の治水上の目的は「 $\blacksquare$ 合流点で $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒の洪水を $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒調節して、 $\blacksquare$   $\text{m}^3$ /秒まで落とす」ことにあるが、その費用対効果比を算定すると $\blacksquare$ でしかなく、公共事業として成り立たない。

- (2) 本件事業に係る事業認定処分(平成 $\blacksquare$ 年 $\blacksquare$ 月 $\blacksquare$ 日付け $\blacksquare$ 地方整備局告示第 $\blacksquare$ 号による告示(以下「本件事業認定告示」という。)に係るもの。以下「本件事業認定」という。)の申請書及び本件事業認定告示のどちらも、本件事業の対象地(以下「本件土地」という。)に居住している $\blacksquare$ 世帯約 $\blacksquare$ 人の存在に触れず、生活の場を剥奪するなどの人権侵害の事実、本件事業によって失われる利益を見ておらず、起業者( $\blacksquare$ 及び $\blacksquare$ )と事業認定庁( $\blacksquare$ 地方整備局長)による土地収用法(以下「法」とい

2】

う。)の適用は違法、違憲である。

(3) 本件事業認定は、上記(1)及び(2)のとおり、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したものであり、手続に多数の瑕疵<sup>かし</sup>があつて重大かつ明白な瑕疵がある。

(4) 本件事業が不要であることを趣旨とした法第25条に基づく意見募集に寄せられた意見や法第23条に基づく公聴会で述べられた意見に対して、事業認定庁は、その内容を検証しなかったから、本件事業認定は無効である。

法第25条の2は、あらかじめ社会資本整備審議会（以下「社整審」という。）の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないと規定しているが、その委員は国土交通省が都合良く人選するのであり、中立的な第三者機関ではない。社整審の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くものであり、法の適用において違憲である。

(5) ■■■■■知事は、昭和■年■月■日、■■■■■ダム建設予定地である■■■■■、■■■■■及び■■■■■（以下「地元3部落」という。）の各総代との間で覚書（以下「本件覚書」という。）を取り交わし、本件覚書では、■■■■■ダム建設に着手するためには地元3部落の住民全員の書面による同意を得なければならないとされていた。ところが■■■■■は、強制収用に向けた本件事業認定の申請を行い、認定を受けるなど、本件覚書に違反して■■■■■ダム建設を強行しようとしている。

(6) 本件事業認定の取消しを求める行政不服審査法に基づく審査請求（以下「本件事業認定に係る審査請求」という。）に関して、審査庁（国土交通大臣）が本件事業認定に係る審査請求に対する裁決をするに際して、公害等調整委員会に求めた意見照会に対する回答書（以下「公調委回答書」という。）において、資料に貯留閘数法を用いるのに十分な具体的なデータが明記されていないので、治水目的の当否が判断できず、本件事業によって得られる公共の利益と失われる利益との比較衡量もできないと指摘がされている。■■■■■水系の基本高水流量■■■■■ $\text{m}^3/\text{秒}$ を科学的に検証すると過大なものであり、■■■■■ $\text{m}^3/\text{秒}$ 程度が妥当である。審査庁は、公調委回答書の指摘に対応し、本件事業認定に係る審査請求の裁決をするまでは、本件裁決の執行を停止するとの判断をすべきである。

2】

- (7) 本件事業認定から■年■か月も遅れて■われた本件裁決の■点では、水需要は事実と乖離<sup>かい</sup>して利水目的が失われている。また、本件事業は本件事業認定から合計 年（本件裁決前に 年、本件裁決後に 年）もの工期延長が行われてお■、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にない。本件裁決は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反する。法は、本件事業認定後の合計 年もの工期延長、本件事業認定後の時間経過による需要予測と実績との乖離への対応を定めていないから本件事業認定は無効とするしかなく、本件裁決も無効である。
- (8) 本件裁決は、本件土地の地権者と同居者の意思に反して、起業者に収用地に係る所有権の取得、■■■■知事に対する代執行請求権を付与するものであり、本件土地に居住している■世帯の人権を侵害している。
- (9) 平成■年■月■日に処分庁の委員が「阻止されたらどんどんブルドーザーを突っ込んで業者を入れさせないと」、「機動隊を入れるかどちらか」などと不適切な発言をしたと報道されたから、処分庁の審理判断は公正さを欠いている。
- (10) 起業者が本件事業認定を申請したときの公約は、「話合いの促進」であったが、それが不可能となったのであるから、処分庁は本件裁決申請の取下げを勧告すべきであった。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) 審査請求人は、本件事業の必要性が認められないこと（前記1(1)）、本件事業認定による人権侵害があること（同(2)）、本件事業認定は、考慮すべきところを考慮せず、考慮してはならないことを考慮したもので、その手続に瑕疵があること（同(3)）、本件事業を不要とする意見を事業認定庁は検証せず、社整審の運用実態は、透明性、公正性、合理性を欠くこと（同(4)）、■■■■は本件覚書に反して本件事業認定を受けたこと（同(5)）を主張する。

これら審査請求人の主張は、本件事業認定の違法を主張し、その違法が本件裁決の違法に承継されるとの趣旨であると解される。仮に、本件事業認定の違法を本件裁決の審理判断の違法の理由として主張する趣旨



## 2】

ならば、事業認定についての不服は収用委員会の審理とは関係がないものとされているから（法第43条第3項、第63条第3項）、当該主張が失当であることは明らかである。また、審査請求人の上記主張は、本件事業認定の処分要件ないし手続に関する根幹的な過誤があることを説くものではないことから、重大かつ明白な瑕疵を主張するものであるとは認められない。したがって、審査請求人の上記主張は、違法性の承継の主張であると解するほかない。

しかし、審査請求において、事業認定の違法が裁決の違法として承継されるとの主張ができるかについての当委員会の見解は、別紙のとおりであり、本件事業認定に対する不服申立てのための手続保障が欠けていた等の特段の事情が認められない本件では、違法性の承継を認める必要はないものと解される。したがって、審査請求人の上記主張は失当である。

さらに、審査請求人は、本件事業認定に係る審査請求の際の公調委回答書の指摘（データ不足により治水目的の当否が判断できない。）を引用して審査庁は本件裁決の執行停止をすべきであったとの主張をしているが（前記1(6)）、上記のとおり、審査請求人は、本件裁決の違法事由として本件事業認定の違法を主張することはできないのであるから、当該主張も失当である。また、前記1に主張として掲記はしていないものの、審査請求人は、公調委回答書の内容自体の違法もるる主張しているが、同様に当該主張も失当である。

- (2) 審査請求人は、本件事業認定から■年■か月も遅れて行われた本件裁決の時点では、水需要は事実と乖離して利水目的が失われている上、本件事業は本件事業認定から合計■年（本件裁決前に■年、本件裁決後に■年）もの工期延長が行われており、法第20条第3号及び第4号を満たす状況にないから、本件裁決は、法第47条又は第1条若しくは第2条に違反するし、本件事業認定は無効とするしかない旨主張する（前記1(7)）。

しかし、法には、収用及び明渡しの裁決を行う際、事業認定から長期間経過している場合に、その事業計画について土地利用の合理性や公益性が維持されているかについて収用委員会に審査義務を課すというような規定は存しない。

もっとも、法第47条第1項第2号は、「申請に係る事業計画が第18条第2項第1号の規定によって事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき」は、収用委員会は却下の裁決をしな

## 2】

ければならないと規定している。そして、本件事業は、本件裁決の前に事業の完成の時期を平成 年 月から平成 年 月に変更しており、延長が 年と長期に及ぶ。そのため、処分庁は、この工期延長が事業計画の著しい変更にあたるか否かを審査し、法第47条第1項第2号の「著しい変更」に該当しないと断している。その判断に違法又は不当な点があることは認められないから、本件裁決が法第47条に違反しているということではできず、法第1条や第2条に違反しているということもできないし、本件事業認定が無効であるという理由もない。

- (3) 審査請求人は、本件裁決は、本件土地に居住している世帯の人権を侵害していると主張する（前記1(8)）。

土地収用制度は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下にこれを公共のために用ひることができる。」を根拠とする制度であり、法において、収用の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定している。

本件裁決の手続として、法第43条及び第63条の規定により、収用委員会の審理の場や意見書の提出を通じて被収用者に意見を述べる機会が保障されており、公共の利益の増進と私有財産の調整を図る観点から被収用者の権利が損なわれないよう手続面での保障がなされている。処分庁は法の規定に基づいた手続を行っており、その手続に違法又は不当な点があるとは認められない。

- (4) 審査請求人は、処分庁の中に不適切な発言をした委員がおり、処分庁の審理判断は公正さを欠いていると主張する（前記1(9)）。

資料によると、不適切な発言をしたと報道された委員は本件裁決の審理期日、議決に参加しておらず、その判断に関与したとは認められず、処分庁が法の規定に違反した審理判断をした事実を認めるに足る証拠もない。したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

- (5) 審査請求人は、地権者との話合いの促進という事業認定の際の起業者の公約が果たせない以上、本件裁決申請の取下げ勧告をすべきであったと主張する（前記1(10)）。

しかし、事業認定の際に起業者が話合いの促進を目指していたが、それができずに裁決申請に及んだからといって、その裁決申請の取下げを処分庁において勧告すべきという理由はない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。

## 2】

(別紙)

違法性の承継の基本的視点は、先行行為に対する行政争訟提起に期間制限が設けられ、権利関係を早期に安定させる必要性が認められる状況下において、先行行為段階で行政争訟提起に十分な手続保障を与えられなかった利害関係者に対して、後行行為の争訟段階で例外的に先行行為に係る違法性の主張を認めるのが権利救済の観点から相当であるかというものである。したがって、事業認定に係る違法性の承継を判断するに当たっては、とりわけ、事業認定を争うための手続保障がどれだけ利害関係者に与えられていたかに着目して解釈する必要がある(参照、最判平成21年12月17日民集63巻10号2631頁)。法は、これまでも、昭和42年及び平成13年の改正を通じて、起業者に対し、事業認定前の事業説明会の開催を義務付け(法第15条の14)、起業地の表示は土地所有者等が「自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない」と定める(法第18条第4項)とともに、請求があったときの公聴会開催を義務付け(法第23条)、事業認定をしたときは、その理由を告示しなければならないとしている(法第26条第1項)。なかでも、補償等について周知させるため必要な措置を講ずることを義務付ける規定は、その前提として、事業認定の了知を図る趣旨を含むものと解される(法第28条の2。周知措置の方法や具体的措置は、法施行規則第13条、第13条の2において定められている。)。こうした諸規定は、土地所有者等に対して事業認定の了知を図る上で重要な意義を有するものであり、これら規定の遵守により先行行為に対する争訟機会が実質的に保障されるものと解することができる(例外的に、上記の補償等に対する周知措置が実施されない場合や不十分にしかなされない場合などには、事業認定を争う手続保障を欠くこと又は先行行為に重大な瑕疵があることを理由として、その違法を裁決の審査請求段階で主張する余地が認められるというべきである。)

また、事業認定と収用裁決との間における違法性の承継は、各行為を対象とした取消訴訟に関して争われる場合もあれば、各行為を対象とした審査請求をめぐり論じられることもある。審査請求の場面で違法性の承継を判断するにあたっては、法が審査請求について定めた特則に注目することが肝要である。法は事業認定に係る審査請求期間に関して、行政不服審査法と同様に3月と定めていることから、両法の間には差異は存在しない(行政不服審査法第18条第1項、法第130条第1項)。しかし、審査請求の起算点について、法は、事業認定に関して「事業認定の告示のあった日」と客観的な定めを置いている点で、他の処分について審査請求人が処分の存在を知ったことを前提に規定されていることと比較すると、事業認定をめぐっては法律関係を早期

## 2】

に確定することに配慮していると解する余地が残されている。

さらに、法は、その改正を通じて、審査請求段階における主張制限の範囲を拡大しており、損失補償に関しては不服を審査請求の対象から除外して、専ら形式的当事者訴訟で争う趣旨を明確にしてきた（法第132条第2項、第133条第2項）。これと比較すると、裁決に対する審査請求段階で事業認定の違法性主張を制限できるかといった問題に関して、法は主張制限の趣旨を損失補償に関する事項ほど直截<sup>ちよくきつ</sup>には定めていない。しかし、事業認定の違法に係る主張制限を前提にしたものと解する余地のある規定が見られる。具体的には、法第43条第3項及び第63条第3項が、「事業の認定に対する不服」を「収用委員会の審理と関係がないもの」と定めることは、そうした趣旨をうかがわせるものである。

上記の解釈を前提とすると、法は、審査請求の事例にあっては、事業認定に係る法律効果については早期確定の必要性を重視していると解するのが相当であり、事業認定と収用裁決との関係において、前者の瑕疵が収用裁決に承継されたとして収用裁決の違法事由として主張できることが原則として必要であるとまでは解されない。そのため、前記の例外的事情により手続保障が不十分といった事情が認められない限り、収用裁決に対する不服の理由としては、収用裁決自体の違法事由を主張できるにとどまり、事業認定に係る瑕疵を収用裁決の違法の理由とすることはできないというべきである。

なお、事業認定に重大かつ明白な違法がある場合には、事業認定が無効であるため、裁決はその前提行為を欠くこととなり、裁決自体が成立要件を充たさず違法となる点に関しては、これまでも見解の相違が見られない（これは、違法性の承継とは区別されるべき問題である。）。

(別記)

	番号	審査請求人
公調委令和5年(イ)第23号	国不収第33号	████████
公調委令和5年(イ)第25号	国不収第35号	████████
公調委令和5年(イ)第26号	国不収第36号	████████
公調委令和5年(イ)第27号	国不収第37号	████████
公調委令和5年(イ)第28号	国不収第38号	████████
公調委令和5年(イ)第29号	国不収第39号	████████
公調委令和5年(イ)第30号	国不収第40号	████████
公調委令和5年(イ)第31号	国不収第41号	████████
公調委令和5年(イ)第32号	国不収第42号	████████
公調委令和5年(イ)第33号	国不収第43号	████████
公調委令和5年(イ)第34号	国不収第44号	████████
公調委令和5年(イ)第38号	国不収第48号	████████
公調委令和5年(イ)第41号	国不収第51号	████████
公調委令和5年(イ)第43号	国不収第53号	████████
公調委令和5年(イ)第48号	国不収第58号	████████
公調委令和5年(イ)第49号	国不収第59号	████████
公調委令和5年(イ)第53号	国不収第63号	████████ ████████
公調委令和5年(イ)第55号	国不収第65号	████████
公調委令和5年(イ)第57号	国不収第67号	████████
公調委令和5年(イ)第60号	国不収第70号	████████
公調委令和5年(イ)第65号	国不収第75号	████████
公調委令和5年(イ)第67号	国不収第77号	████████
公調委令和5年(イ)第69号	国不収第79号	████████
公調委令和5年(イ)第71号	国不収第81号	████████
公調委令和5年(イ)第72号	国不収第82号	████████
公調委令和5年(イ)第76号	国不収第86号	████████
公調委令和5年(イ)第78号	国不収第88号	████████
公調委令和5年(イ)第79号	国不収第89号	████████
公調委令和5年(イ)第80号	国不収第90号	████████
公調委令和5年(イ)第81号	国不収第91号	████████
公調委令和5年(イ)第82号	国不収第92号	████████
公調委令和5年(イ)第84号	国不収第94号	████████

2】

公調委令和5年(イ)第85号	国不収第95号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第90号	国不収第100号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第92号	国不収第102号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第93号	国不収第103号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第95号	国不収第105号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第96号	国不収第106号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第97号	国不収第107号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第99号	国不収第109号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第100号	国不収第110号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第102号	国不収第112号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第103号	国不収第113号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第105号	国不収第115号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第106号	国不収第116号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第109号	国不収第119号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第110号	国不収第120号	■■■■■
公調委令和5年(イ)第111号	国不収第121号	■■■■■